

六

社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を
改正する等の法律

(一) 提案理由説明

(平成十二年五月十八日

参議院国民福祉委員会)

社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律案提案理由説明

ただいま議題となりました「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律案」につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

社会福祉制度につきましては、少子高齢化、核家族化の進展等社会構造の変化に対応して、誰もが家庭や地域の中で自立し、尊厳を持った生活を送ることができる制度の構築が求められております。こうした状況を踏まえ、措置制度等、社会福祉の仕組み全般にわたって見直しを行うこととした次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、利用者の立場に立った社会福祉制度の構築であります。身体障害者等の福祉サービスについて、行政が内容を決定する制度から利用者が選択して利用する制度へ改めるとともに、直接、利用者に対し支援費を支給する方式を導入することとしております。また、利用者が適切に福祉サービスを選択できるよう、利用者からの苦情を解決するための仕組みを導入する等、利用者保護のための規定を設けることとしております。

第二に、社会福祉事業の充実及び活性化であります。福祉需要の多様化に対応し、福祉サービス利用援助

事業、手話通訳事業、盲導犬訓練施設を経営する事業等の九事業を社会福祉事業として追加することとしております。また、地域におけるきめ細かな福祉活動を推進するため、政令で定める社会福祉事業について人数規模要件を緩和し、社会福祉法人の設立を容易にすることとしております。

第三に、福祉サービスの質の向上と事業経営の透明性の確保であります。社会福祉事業の経営者は、福祉サービスの質の向上に努めなければならないこととともに、社会福祉法人の財務諸表等の開示義務、国、地方公共団体などによる福祉サービスに関する情報提供の責務等を定めることとしております。

第四に、地域福祉の推進であります。市町村地域福祉計画の策定手続を整備するとともに、社会福祉協議会、共同募金会、民生委員及び児童委員について、機能の強化を図る等の改正を行うこととしております。

このほか、社会福祉施設職員等退職手当共済制度を見直すとともに、関係法律についても所要の規定の整備を行うこととしております。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第であります。衆議院におきまして、本法律案の施行日を、平成十二年四月一日から公布の日に改める旨の修正が行われております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。